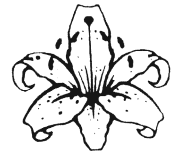


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年11月19日 (金曜日)

定期 第 259 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
○規則		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定 (県土整備・砂防海岸課)	607
○告示		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防海岸課)	607
		○公告	
		開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	608
		○正誤	608

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

## 規 則

神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年11月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川規則第86号

### 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例施行規則 (平成22年神奈川規則第108号) の一部を次のように改正する。

別表シクラメンの項を削り、同表に次のように加える。

ファレノプシス	(1) 青紫色ファレノプシス (CcF3'5'H, Phalaenopsis Wedding Promenade) (311NR, O E C D U I : ISK-311NR-4)
---------	--

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 神奈川県告示第674号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 3 年11月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### 神奈川県告示第675号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
佐助 2 丁目 1	鎌倉市佐助 2 丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
長谷 5 丁目 2	鎌倉市長谷 4 丁目、長谷 5 丁目及び常盤地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
十二所 12	鎌倉市十二所地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
二階堂 5	鎌倉市二階堂地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
植木 7	鎌倉市城廻及び植木地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
岡本 1 丁目 2	鎌倉市岡本 1 丁目及び岡本 2 丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
岡本 1 丁目 3	鎌倉市岡本 1 丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
山ノ内 3	鎌倉市山ノ内地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
山ノ内 18	鎌倉市山ノ内地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
山ノ内 26	鎌倉市山ノ内及び台地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
山崎 4	鎌倉市山崎地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
大町 1 丁目 3	鎌倉市大町 1 丁目及び大町 3 丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
大町 3 丁目 1	鎌倉市大町 1 丁目及び大町 3 丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

この公報は再生紙を使用しています

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部 三、七四円 (消費税及び地方消費税込み)

発行  
横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一  
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課  
電 話 横 浜 (〇四 五) 二 一 〇 一 一 一 一

印刷  
横 浜 市 鶴 見 区 矢 向 三 一 一 五 一 二 七  
野 崎 印 刷 紙 器 株 式 会 社  
電 話 横 浜 (〇四 五) 五 七 一 一 三 五 〇 八

令和3年11月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
植木 7	鎌倉市植木のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	植木 7	鎌倉市植木のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大町 1 丁目 3	鎌倉市大町一丁目、大町二丁目及び大町三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	大町 1 丁目 3	鎌倉市大町一丁目、大町二丁目及び大町三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大町 3 丁目 1	鎌倉市大町三丁目及び大町一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	大町 3 丁目 1	鎌倉市大町三丁目及び大町一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
岡本 1 丁目 2	鎌倉市岡本一丁目及び岡本二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	岡本 1 丁目 2	鎌倉市岡本一丁目及び岡本二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
岡本 1 丁目 3	鎌倉市岡本一丁目及び玉縄二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	岡本 1 丁目 3	鎌倉市岡本一丁目及び玉縄二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
佐助 2 丁目 1	鎌倉市佐助二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	佐助 2 丁目 1	鎌倉市佐助二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
十二所 12	鎌倉市十二所のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	十二所 12	鎌倉市十二所のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
二階堂 5	鎌倉市二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	二階堂 5	鎌倉市二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
長谷 5 丁目 2	鎌倉市長谷五丁目、長谷四丁目及び常盤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	長谷 5 丁目 2	鎌倉市長谷五丁目、長谷四丁目及び常盤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山崎 4	鎌倉市山崎のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	山崎 4	鎌倉市山崎のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山ノ内 3	鎌倉市山ノ内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	山ノ内 3	鎌倉市山ノ内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山ノ内 18	鎌倉市山ノ内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	山ノ内 18	鎌倉市山ノ内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山ノ内 26	鎌倉市山ノ内及び台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	山ノ内 26	鎌倉市山ノ内及び台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

〔次の図〕は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。〕

公 告

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年11月19日

神奈川県厚木土木事務所長 森 谷 保

開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市大上 6-401の2
開発区域の面積	1,677.90平方メートル
開発許可を受けた者の住所	横浜市西区北幸 2-9の14
開発許可を受けた者の氏名	相鉄不動産株式会社 代表取締役 左藤 誠
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和2年5月25日 神奈川県指令厚土東第610012号 (令和3年9月3日 神奈川県指令厚土東第610035号)

正 誤

令和3年9月24日定期第243号

総務・財政課

ページ	行 目	誤	正
527	下から32	216,923,185	214,000,000
		217,393,798	214,470,613
528	上から15	294,875,185	291,952,000
		295,345,798	292,422,613

令和3年10月8日定期第247号

総務・財政課

ページ	行 目	誤	正
549	上から21	217,393,798	214,470,613
		218,046,207	215,123,022
	下から11	295,345,798	292,422,613
		295,998,207	293,075,022